

# 有田川町長・町議会議員 一般選挙

投票日は令和4年1月30日(日)

問い合わせ／有田川町選挙管理委員会（吉備庁舎総務課内）

有田川町長・町議会議員一般選挙が令和4年（2022年）1月25日（火）に告示され、1月30日（日）に投票が行われる予定です。町の代表者である町長と、私たちの声を町政に反映させる町議会議員を選ぶ大切な選挙です。

## 投票日

●日時／令和4年（2022年）1月30日（日）7時～

●場所／各地区指定の投票所

※投票終了時刻は投票所によって異なります。投票所入場券をご覧ください。

## 投票できる人

次の2項目に当てはまる人が投票できます。

・平成16年（2004年）1月31日以前に生まれた日本国民で、投票日に選挙人名簿に登録がある、欠格事項（公民権停止など）に該当しない人

・令和3年（2021年）10月24日以前から、引き続き有田川町内に住民登録している人

※令和3年（2021年）10月25日以降に転入の届け出をした人は

投票できません。

## 期日前投票

投票日当日に仕事や学業、冠婚葬祭、レジャーなどで投票できない見込みの人は、期日前投票をご利用ください。

選挙の告示日の翌日から投票日前日までの期間、町内に設ける期日前投票所で投票ができます。

期日前投票所の場所などの詳細は来月号の広報ありだがわに掲載します。

## 不在者投票

不在者投票とは、選挙の当日に投票所で投票できない人が、告示日の翌日から選挙期日の前日までの期間に、滞在地で投票することができる制度です。

不在者投票を行うには投票用紙の請求が必要です。郵送などに時間を要するので、お早めにそれぞれの指定施設や有田川町選挙管理委員会に申し込んでください。

●名簿登録地以外の市町村の選挙管理委員会における不在者投票

仕事や学業などで、一時的に他市町村に滞在している人は、滞在地の

市区町村の選挙管理委員会では不在者投票ができません。

有田川町選挙管理委員会に直接または郵便で投票用紙などの必要な資料を請求し、最寄りの市区町村の選挙管理委員会に、有田川町選挙管理委員会から交付された投票用紙などを持参し、不在者投票をします。

## 指定病院等における不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した施設（指定病院や指定老人ホームなど）に入院・入所中の人は、その施設内で不在者投票ができます。

指定施設の長を通じて投票用紙を請求し、施設長が管理する施設内で不在者投票をします。不在者投票の申し出については、入院・入所している病院や老人ホームなどの各施設にお問い合わせください。

## 特例郵便等による不在者投票

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養などを行っている方で一定の要件に該当する方は、郵便などで投票ができます。

## 郵便等による不在者投票

身体に重度の障害があり、次の表のいずれかの要件に該当する人は、郵便による不在者投票ができます。